

岩手県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

岩手県公安委員会

委員長 石川 哲

岩手県公安委員会規則第6号

岩手県警察職員定数規則の一部を改正する規則

岩手県警察職員定数規則（昭和32年岩手県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
所 属	区 分	警察官	警察官 以外の 警察職 員	合 計	所 属	区 分	警察官	警察官 以外の 警察職 員	合 計
警察 本部	[略]				警察 本部	[略]			
	教育訓練者	<u>77</u>		<u>77</u>		教育訓練者	<u>86</u>		<u>86</u>
	[略]					[略]			
	計	<u>703</u>	[略]	<u>927</u>		計	<u>712</u>	[略]	<u>936</u>
警察 署	[略]				警察 署	[略]			
	大船渡	<u>84</u>	[略]	<u>88</u>		大船渡	<u>79</u>	[略]	<u>83</u>
	[略]					[略]			
	釜石	<u>79</u>	[略]	<u>92</u>		釜石	<u>74</u>	[略]	<u>87</u>
	宮古	<u>89</u>	[略]	<u>98</u>		宮古	<u>84</u>	[略]	<u>93</u>
	[略]					[略]			
	計	<u>1,462</u>	[略]	<u>1,557</u>		計	<u>1,447</u>	[略]	<u>1,542</u>
合 計	<u>2,165</u>	[略]	<u>2,484</u>	合 計	<u>2,159</u>	[略]	<u>2,478</u>		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。